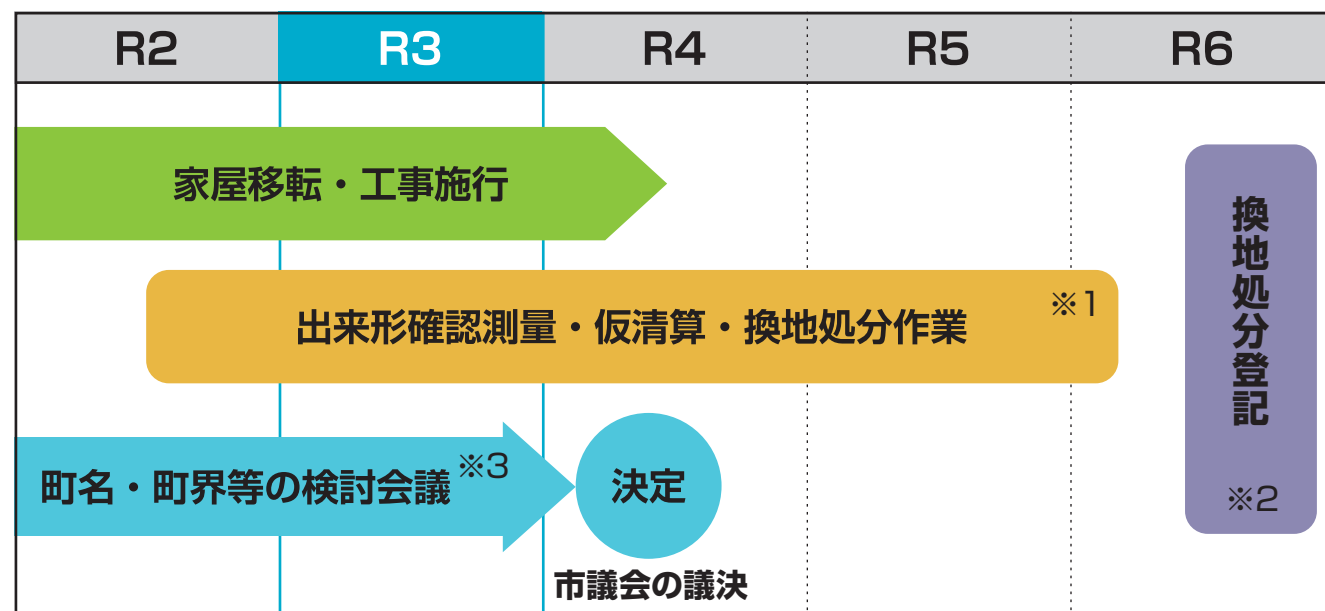


区画整理事業の今後の予定



注) 上記の予定は工事の進捗により、変更となる場合があります。

- ※1 換地処分（事業完了：令和7年3月31日予定）に向けて、皆さまの換地面積を確定するための出来形確認測量、仮清算及び換地処分の作業を進めていきます。
- ※2 区画整理事業では最終的段階の法的手続きとして換地処分を行い、換地先の新しい土地に登記が移ります。
- ※3 換地処分により、町字名や町字区域、地番が変更になり、施行区域内に住んでいる方の住所が変わります。町名・町界等の決定については、皆さまの意見を聴きながら検討協議してまいります。

区画整理進捗状況

令和3年3月末時点

家屋移転率：**99.8%**

保留地分譲率：**70.9%**

桜井現地事務所

区画整理事業に関するご質問、ご相談などありましたら、お気軽にご連絡ください。

事前予約が必要です

受付日時 月曜日～金曜日（祝日は除く）
午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先 安城市役所
都市整備部区画整理課桜井換地係

問い合わせ・資料請求先

安城市役所 都市整備部 区画整理課
TEL (0566) 76-1111（代表）
TEL (0566) 71-2261（直通）



安城市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



不要になったら、リサイクルへ
雑がみとして出してください。

桜井 区画整理ニュース

vol.50

2021年7月



令和3年3月 姫西ふれあい公園が完成しました

「多世代が楽しみ、つどい、交流ができる広場」をコンセプトに整備方針が決まりました。

整備方針を踏まえ、ボール遊びができる広場やターザンロープなどの遊具を設置しました。



21世紀の安城市の拠点づくり
安城市

令和2年9月より出来形確認のための 現地測量作業を実施しています

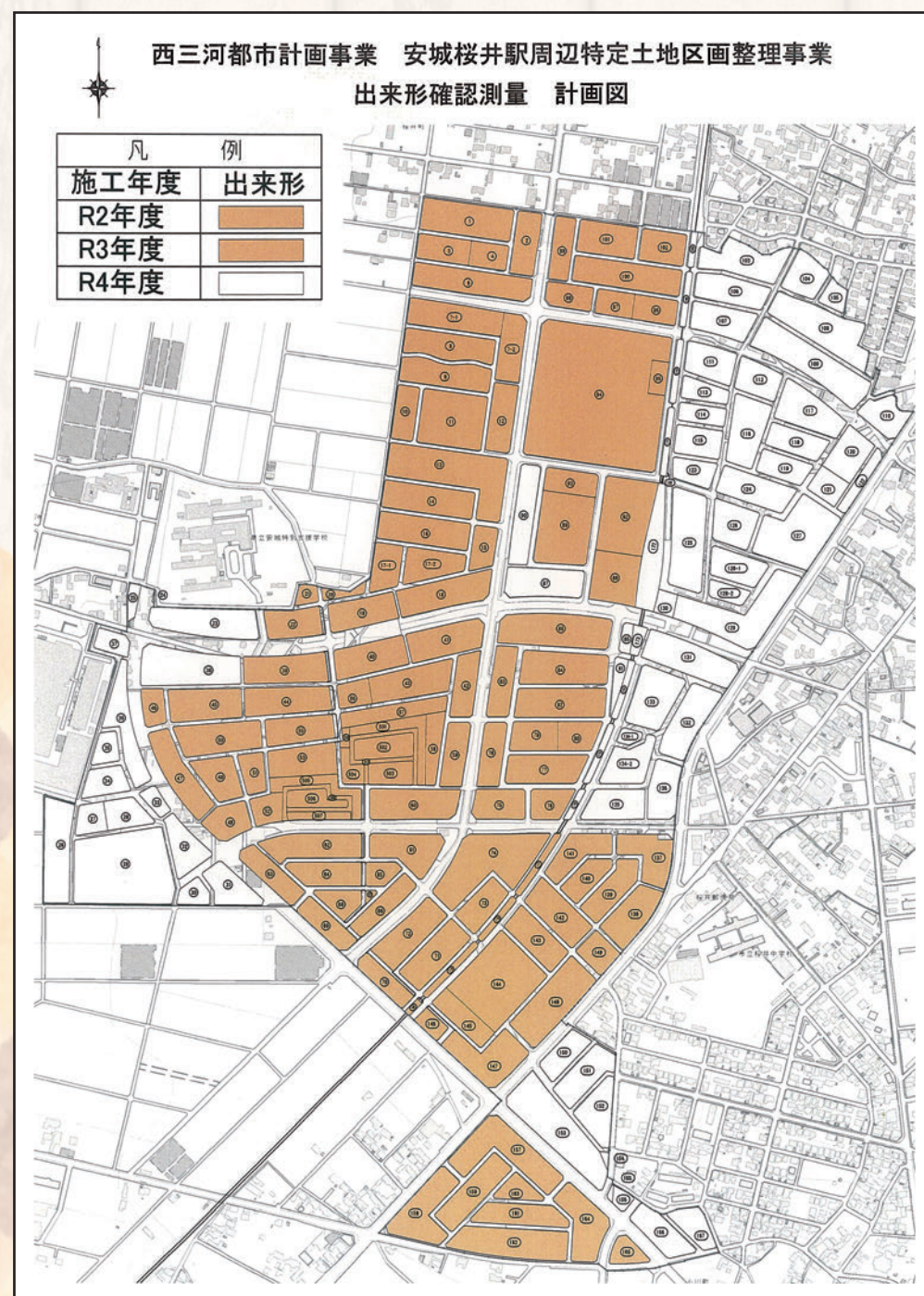
永久標識（コンクリート杭、金属境界プレート等）を設置させていただきます。永久標識の設置にあたって、市の委託業者が皆さまの土地に出入りさせていただく場合がございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。また、委託業者は市が発行する身分証明書を携帯しています。

令和3年度の出来形確認測量の実施予定エリアは下記図面のとおりです。（工事の進捗状況等によって、以前提示した実施予定エリアが一部変更となりました。）

※令和3年6月時点での実施予定エリアです。作業工程の関係で実施エリアが変更となる場合があります。

※詳細スケジュールは、実施が決まった街区ごとにご案内させていただきます。

【令和2・3・4年度 出来形確認測量 実施予定エリア】



仮清算を行っていきます

仮清算とは？

安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業内の皆さまの仮換地において、本来お渡しする地積^{※1}（換地設計により算出された仮換地地積＝権利地積）と出来形確認測量で実測した地積との間に差がある場合、その差金を金銭でもって仮清算として事業が終結する前に行うものです（過渡^{かわた}しによる徴収金^{※2}のみ）。本清算は、事業終結後に行います（不足渡しによる交付金^{※3}も含む）。

今年度は、仮換地先に過渡しが生じており、一定額以上のお支払いが生じる方を対象として、仮清算説明会を秋以降に開催する予定です。（対象者の方は後日ご案内させていただきます。）

「過渡し」の説明図

過渡しなし



徴収金となる場合



過渡し
10.01㎡



仮に減歩^{げんぶ}※4率30%とした場合は、上図のとおり権利地積は140㎡となります。

過渡しありの場合

※わかりやすくするため、面積で説明をしていますが、実際は評定価額の差により清算金を算定します。同じ面積でも位置・形状等の条件により金額は異なります。

用語の説明

- ※1 地 積…土地の面積のことをいいます。土地区画整理法では、土地の面積のことを地積という用語に統一しています。
- ※2 徴収金…過渡地積の対価としてお支払いいただく金額です。
- ※3 交付金…不足渡地積の対価としてお支払いする金額です。
- ※4 減 歩…新たに整備する公共用地（道路や公園など）や事業費を生み出すための土地の一部を提供していただくことを減歩といいます。